

平成 26 年 度

いわき市公営企業会計
決算審査意見書

いわき市監査委員

27 監 第 18 号

平成 27 年 8 月 3 日

いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清

同 佐 藤 博

同 岩 井 孝 治

同 小 野 邦 弘

平成 26 年度いわき市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 26 年度いわき市公営企業会計の決算について審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の手続	1
1	審査の方針	1
2	審査の方法	1
第4	審査の結果	1

○ いわき市水道事業会計

1	事業の概況	5
(1)	業務量の実績	5
(2)	施設利用状況	6
2	予算の執行状況	7
(1)	収益的収入及び支出	7
(2)	資本的収入及び支出	8
3	経営成績	10
(1)	損益	10
(2)	収益	12
(3)	費用	12
(4)	経常費用の構成	13
(5)	給与費と労働生産性	14
(6)	供給単価と給水原価	15
(7)	経営成績比率	16

4 財 政 状 態	17
(1) 資 産	18
(2) 負 債	18
(3) 資 本	18
(4) キャッシュ・フロー計算書	19
(5) 財務比率	21
5 む す び	23
◇ 決算審査参考資料	25
・ 第1図 水量の推移	26
・ 第2図 収益・費用の推移	27
・ 第1表 事業規模の概況	28
・ 第2表 比較損益計算書	30
・ 第3表 比較貸借対照表	32
・ 第4表 経営分析比率表	34

○ いわき市病院事業会計

1 事 業 の 概 況	41
(1) 業務量の実績	41
(2) 施設利用状況	43
2 予算の執行状況	44
(1) 収益的収入及び支出	44
(2) 資本的収入及び支出	45
3 経 営 成 績	47
(1) 損 益	47
(2) 収 益	49
(3) 患者1人1日当たりの入院収益及び外来収益	49
(4) 費 用	50
(5) 経常費用の構成	51
(6) 給与費と労働生産性	52
(7) 経営成績比率	53

4 財 政 状 態	54
(1) 資 産	55
(2) 負 債	55
(3) 資 本	55
(4) キャッシュ・フロー計算書	56
(5) 財務比率	58
5 む す び	60
◇ 決算審査参考資料	63
・ 第1図 患者数の推移	64
・ 第2図 収益・費用の推移	65
・ 第1表 事業規模の概況	66
・ 第2表 比較損益計算書	68
・ 第3表 比較貸借対照表	70
・ 第4表 経営分析比率表	72

凡 例

- 1 比率（％）で表示したものは、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。
そのため、構成比については、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 — 」	該当数値がないもの又は算出不能なもの
「 0.0 」	該当する数値はあるが、単位未満のもの
「 △（数値） 」	負数
「 皆増 」	前年度に数値がなく全額増加したもの
「 皆減 」	当年度に数値がなく全額減少したもの
- 3 文中の「ポイント」とは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 4 本意見書において記載した決算数値は、いずれも消費税及び地方消費税分を除いたものである。
ただし、「第4 審査の結果 2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税分を含んだ数値を用いている。

第1 審査の対象

- 1 平成26年度いわき市水道事業会計決算
- 2 平成26年度いわき市病院事業会計決算

第2 審査の期間

平成27年6月25日から同年7月28日まで

第3 審査の手続

1 審査の方針

審査に当たっては、決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、決算計数が経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを確認するとともに、企業として経済性を発揮しているか及び事業が公共の福祉の増進に寄与しているかという観点に立って審査を行った。

2 審査の方法

審査の方法としては、前記書類と会計帳簿及び証拠書類との点検・突合を行うとともに、関係者から説明を聴取した。

また、各種財務比率等の分析を行うとともに、近年の事業内容の推移や類似都市の状況等も踏まえて経営内容の検証を行った。

なお、現金預金等の残高や小口現金の管理等については、例月現金出納検査時において確認した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

なお、水道事業及び病院事業の業務実績、経営成績等についての審査の概要は、次のとおりである。

※ 地方公営企業会計基準の見直しについて

地方公営企業会計基準は、地方公営企業法施行令等の改正により、昭和41年以来の大幅な見直しが行われ、本市では新しい会計基準を平成26年度の予算・決算から適用している。その見直しの概要は、次頁のとおりであり、3頁以降の審査の概要の中では、「新会計基準」と表記している。

【地方公営企業会計基準の見直しの概要】

会計基準の見直しの基本的な考え方は、地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、民間の企業会計原則の考え方を最大限に取り入れたものとし、一般会計との関係や国庫補助金などの地方公営企業会計の特性等を踏まえながら見直しを行ったものである。

主なものは次のとおりである。

1 借入資本金

借入資本金を負債に計上。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は流動負債に分類。

2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止。

償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化。

現に資本剰余金として整理されている補助金等についても、当初から当該補助金等が収益化されていた状態になるよう移行処理を行う。

3 引当金

退職給付引当金の計上を義務化。

一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について退職給付引当金の引当てを義務付ける。

退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする。（賞与引当金、貸倒引当金など）

4 キャッシュ・フロー計算書

現金の収入・支出（資金の変動）に関する情報を得ることが可能となる、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける。

5 組入資本金制度の廃止

減債積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度を廃止する。そのため、使用した額に相当する額は未処分利益剰余金となる。その後の未処分利益剰余金の取扱いは、議会の関与を経て決定することとする。